省　令

○総務省令第百十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

総務大臣　武田　良太

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～16　略］ 17　16の欄は、次によること。 (1)～(3)　略 (4)　施行規則附則第７項の規定により、当分の間、同規則第３条第１項第５号中「水域」を「区域」として読み替えられて適用された携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、運用を予定している地表又は水面からの最高高度及び他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 (5)～(8)　［略］ ［18～29　略］	**別表第二号の四**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～16　同左］ 17　16の欄は、次によること。 (1)～(3)　同左 ［新設］ (4)～(7)　［同左］ ［18～29　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第七十四号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令

日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計　表） **第二十二条**　日本銀行本店は、毎日、財政融資資金受払報告表を作成し、理財局長に送付し、又は送信するものとする。	（計　表） **第二十二条**　日本銀行本店は、毎日、財政融資資金受払報告表を作成し、理財局長に送付するものとする。

附　則

この省令は、令和三年一月四日から施行する。

○財務省令第七十五号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項、第百十四条及び第百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令等の一部を改正する省令

（税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令の一部改正）

第一条　税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「官職氏名」を「官職氏名等」に改め、「印」及び「又は〔領収者名の表示のある〕領収日付印」を削り、同書式備考中「を記載し、かつ、」を「及び」に、「庁の標示のある領収印を押」を「官庁名を記載」に、「印を押した書面及び」を「官職氏名を記載した書面並びに」に改める。

第二号書式中「官職氏名」を「官職氏名等」に改め、「印」及び「又は〔領収者名の表示のある〕」を削る。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第二条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「の印をおさ」を「と記載し」に改める。

第三十一条第一項中「押印」を削る。

第四十六条中「の印をおさ」を「と記載し」に改める。

第五十一条第一項及び第三項中「て認印を押し」を削る。